

## 令和7年度「しずおかバーチャルスクール」募集要項

### 1 想定参加人数

500名 ※募集が想定を超えた場合、一部機能を制限する場合がある

### 2 対象

以下のいずれかの者とする。

(1) 以下のア、イを満たし、義務教育課が仮想空間（メタバース）上の学びの場による支援が適当であると判断した者

ア 静岡県内に在住する義務教育段階の児童生徒

イ 在籍する小・中学校及び義務教育学校へ継続的に通っていない児童生徒や病気等で長期欠席している児童生徒のうち、主にオンラインでの学習を希望する児童生徒

(2) その他、義務教育課が必要であると判断した者

### 3 募集期限及び入室可能日

	募集期限	入室可能日※	備考
第1回	令和7年3月14日(金)	令和7年4月10日(木)	継続利用のみ
第2回	令和7年4月30日(水)	令和7年6月10日(火)	
第3回	令和7年5月30日(金)	令和7年6月30日(月)	
第4回	令和7年7月31日(木)	令和7年9月1日(月)	
第5回	令和7年8月29日(金)	令和7年9月30日(火)	
第6回	令和7年9月30日(火)	令和7年10月30日(木)	
第7回	令和7年10月31日(金)	令和7年12月1日(月)	
第8回	令和7年11月28日(金)	令和8年1月7日(水)	
第9回	令和7年12月26日(金)	令和8年1月30日(金)	
第10回	令和8年1月30日(金)	令和8年3月2日(月)	

※入室可能日は予定であり、事情により変更の可能性がある。

### 4 開設日

原則、次のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日とする。

1学期：令和7年4月10日(木)から令和7年7月18日(金)

2学期：令和7年9月1日(月)から令和7年12月19日(金)

3学期：令和8年1月7日(水)から令和8年3月13日(金)

ただし、義務教育課が必要と判断する場合は、バーチャルスクール運営委員会においてあらかじめ協議した上、開設日と休業日を相互に変更することができる。

### 5 開設時間

午前10時から正午、午後1時から午後3時まで (入退室は自由)

## 6 新規利用開始までの流れ

- (1) 保護者は動画「しずおかバーチャルスクールについて」の説明動画を視聴する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kyoiku/futokoshien/1063503/1066795.html>



- (2) 保護者は参加申込書（様式1）を在籍校に提出する。
- (3) 在籍校は保護者から提出された参加申込書（様式1）を確認し、校長氏名欄に記名を行い、各市町教育委員会に提出する。  
ただし、県立学校、私立学校及び大学法人附属校等（以下、「県立学校等」）は、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (4) 各市町教育委員会は、各学校の参加申込書（様式1）をとりまとめ、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (5) 県教育委員会は、仮想空間（メタバース）上の学びの場による支援が適当であるか審議を行い、適当であると認められる場合は、参加者の保護者にID、PW配布について（様式2）を送付する。
- (6) 県教育委員会は、各市町教育委員会及び県立学校等に、参加決定通知一覧（様式3）及び決定通知書（様式4）を送付する。
- (7) 各市町教育委員会は、在籍校に決定通知書（様式4）を送付する。

## 7 継続利用の流れ

- (1) 翌年度も継続してしずおかバーチャルスクールの利用を希望する場合、保護者は継続利用申込書（様式1）を在籍校に提出する。
- (2) 在籍校は保護者から提出された継続利用申込書（様式1）を確認し、校長氏名欄に記名を行い、各市町教育委員会に提出する。  
ただし、県立学校等は、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (3) 各市町教育委員会は、各学校の継続利用申込書（様式1）をとりまとめ、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (4) 県教育委員会は、継続利用による支援が適当であるか審議を行い、適当であると認められた場合は、参加者の保護者にID、PW配布について（様式2）を送付する。
- (5) 県教育委員会は、各市町教育委員会担当及び県立学校等に、参加決定通知一覧（様式3）及び決定通知書（様式4）を送付する。
- (6) 各市町教育委員会担当は、在籍校に決定通知書（様式4）を送付する。

## 8 退会までの流れ

- (1) 退会を希望する場合、保護者は退会希望届（様式5）を在籍校に提出する。
- (2) 在籍校は保護者から提出された退会希望届（様式5）を確認し、校長氏名欄に記名を行い、各市町教育委員会に提出する。  
ただし、県立学校等は、県教育委員会義務教育課に提出する。

- (3) 各市町教育委員会は、退会希望届（様式5）が提出された場合、随時、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (4) 県教育委員会は、退会希望届（様式5）に記載された退会希望日をもって、本ユーザーID及びパスワードの失効処理を行う。

#### 9 登録情報の修正

- (1) 参加（継続利用）申込書の提出後、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、学校名等に変更があった場合、保護者は口頭等により、在籍校に届け出る。
- (2) 在籍校は、変更情報を各市町教育委員会に伝達する。ただし、県立学校等は、県教育委員会義務教育課に書面にて伝達する。（様式任意）
- (3) 各市町教育委員会は、県教育委員会義務教育課に書面にて伝達する。（様式任意）
- (4) 県教育委員会義務教育課は、変更情報を修正する。この際、参加決定通知一覧（様式3）及び決定通知書（様式4）の送付は再度行わない。

#### 10 雑則

この要項に定めるもののほか、募集に関する必要な事項は、別に定める。